

点

焦

の

行



「あかるい職場応援団」より

図1 パワハラの6つの行為類型

## 【類型1】身体的な攻撃

- 物を投げつけられる
- 蹴られる
- 叩かれる
- 殴られる
- 胸倉をつかまれる

など

## 【類型2】精神的な攻撃

- 同僚の前で、無能扱いする言葉を受けた
- 皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

など

## 【類型3】人間関係からの切り離し

- 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- 先輩や上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- 根拠のない悪い噂を流され、会話してくれない

など

## 【類型4】過大な要求

- 終業際に、過大な仕事を押し付けられた
- 1人でできない量の仕事を押し付けられた
- 達成不可能なノルマを与えられた

など

## 【類型5】過小な要求

- 営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要された
- 事務職なのに、草むしりだけをさせられる
- 他の部署に異動させられ、何の仕事も与えられない

など

## 【類型6】個の侵害

- 個人所有のスマホを勝手に覗かれた。
- 不在時に、机の中を勝手に物色された。
- 休む理由を根掘り葉掘り訊ねられる。

など

●パワハラの予防対策  
パワハラ予防には、パワハラ対策の基本的な枠組みを構築することが重要です。そのため、次の7項目について取り組んでください。

参考資料として「パワ

●パワハラの6つの行為  
パワハラには、図1のとおり典型的な6つの行為類型があります。  
(典型例を類型化したものであり、これ以外にもパワハラに該当する行為が考えられます)

②業務の適正な範囲を超えて、尊厳や人格を侵害する行為により、③身体的・精神的な苦痛を与えるあるいは職場環境を悪化させることをいいます。

ラスマントとは、一般的に、  
①職務上の地位や権限または職場内の優位性を背景に、

しかしながら、約半数の企業では、パワハラの予防・解決のための取り組みが行われておらず、特に100人未満の企業の7割以上では、何らの取り組も行われていません。

パワハラは、人としての尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。

●「パワハラ」とは?  
(パワハラの3要素)  
職場におけるパワーハラ

●パワハラ対策に取り組まれていますか?



ハラスメント対策導入マニュアル」（※）の活用をお勧めします。

※「ポータルサイト「あかるい職場応援団」からダウンロードできます。

とを明確に発信する。

図2 トップのメッセージの例

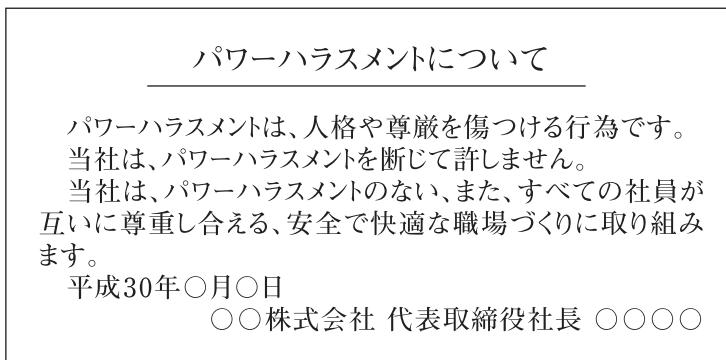
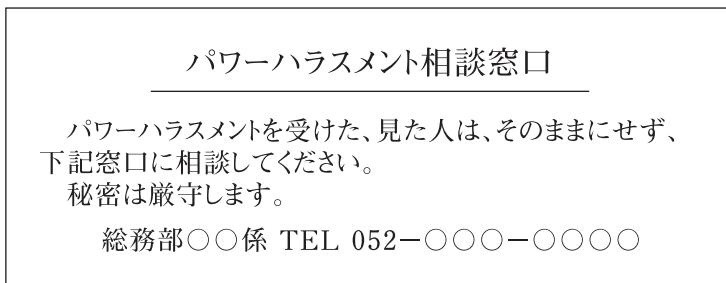


図3 相談窓口周知の例



【取組み1】  
「トップのメッセージ」を発信する。（図2）

組織のトップが、職場からパワーハラをなくすこ  
とを明確に発信する。  
ルールを決める。（就業規則に、パワーハラの禁止規定・懲戒規定を定める）

【取組み2】

社員アンケートを実施するなどして、実態を把握する。

【取組み3】

パワーハラ予防のため、社員全員に対して、定期的に、教育のための研修を行う。

【取組み4】

「トップのメッセージ」・「ルール」・「相談窓口」などを周知する。（図3）

【取組み5】

相談窓口を設置する。  
継続的に、再発防止のための取組み（取組内容の定期的検証・見直しなど）を行う。

【取組み6】

■ 参考資料のダウンロード ■

ポータルサイト「あかるい職場応援団」から、  
●参考資料（パワーハラスメント対策導入マニュアルなど）のダウンロード  
●「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の閲覧ができます。

あかるい職場応援団 検索

■ パワーハラスメントの相談先 ■

パワーハラスメントに関する相談はお近くの  
「総合労働相談コーナー」へ

総合労働相談コーナー 愛知 検索

愛知県下労働基準協会 主催

## 「ハラスメント防止研修」のご案内 — 各種ハラスメントの防止対策を学びます —

平成30年10月11日(木) 13:30~16:30 当協会3階大会議室  
お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付まで(☎052-961-1666)